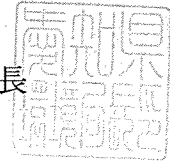


3 循環第 5 3 6 号
令和 3 年 1 0 月 2 9 日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長 様

愛 知 県 環 境 局 長



令和 3 年度産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間（11 月）
の実施について（依頼）

日頃から、産業廃棄物の適正処理推進に御尽力、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本県では、本年 11 月 1 日（月）から 11 月 3 0 日（火）までを「令和 3 年度産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間（11 月）」とし、manifesto の適正な使用や廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底等、産業廃棄物の適正処理の推進を目的として、産業廃棄物の排出事業者及び産業廃棄物処理業者等に対し、一斉に立入指導を実施します。

つきましては、この趣旨を御理解いただき、貴協会会員への周知・啓発及び自主的なパトロールの実施等について、御協力くださいますようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課 廃棄物監視指導室
監視グループ（中村）

電 話 052-954-6238（ダイヤルイン）

電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp